

愛荘町町制施行 20 周年記念ロゴマーク募集要項

1 目的

愛荘町は令和 8 年 2 月 13 日に町制施行 20 周年を迎えます。この節目となる令和 7 年度では、これまでの愛荘町の歩みを振り返り、未来に向けて躍進するきっかけの年にしたいと考えています。皆様と共に歩んだ日々が紡ぐ、きずなの輝きを大切にし、町制施行 20 周年記念をお祝いする機運を醸成するために活用するロゴマークを募集します。

2 募集概要

(1) 募集内容

愛荘町町制施行 20 周年記念ロゴマーク

(2) 応募資格

ア プロ・アマチュア、年齢、居住地などを問わず、どなたでも応募できます。

イ グループでの応募もできますが、その場合は代表者 1 名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

ウ 未成年（18 歳未満）の方が応募する場合は、親権者の同意を得たうえで応募してください。親権者の同意のない未成年（18 歳未満）の方の応募は、採用等を取り消すことがあります。年齢は、応募時点の年齢とします。

(3) 募集期間

令和 6 年 11 月 22 日（金）から令和 7 年 1 月 21 日（火）まで

(4) 応募点数

1 人（1 グループ）につき何点でも応募可能です。

応募用紙 1 枚につき 1 点の応募としてください。

3 表彰（採用作品数 1 点）

(1) 最優秀賞

愛荘町特産品 10,000 円分

4 想定している用途

(1) 採用作品は、愛荘町町制施行 20 周年に関わる P R 活動（各種印刷物、町ホームページ・SNS、町職員の名札等）で使用するほか、「愛荘町町制施行 20 周年記念事業」等で使用する予定です。

(2) 行政のみならず、町民や団体、企業等が使用することを想定しています。また、収益事業に使用する場合があります。

5 ロゴマークの要件

- (1) ロゴマーク募集の目的(「1 目的」参照)に沿ったデザインとしてください。
- (2) 愛荘町が「町制施行 20 周年」であることが分かるデザインとしてください。
- (3) 色数に制限はありませんが、単色や白黒で使用する場合は考慮したデザインとしてください。
- (4) 正方形や丸形などの形状は自由ですが、縦横比は 1:1 程度とし、縦 20 mm×横 20 mm のサイズに縮小しても、見やすくわかりやすいものにしてください。
- (5) 応募の際の下地は白色としてください。ただし、広報媒体等での使用にあたっては、他の色が下地となる場合があります。
- (6) 愛荘町キャラクター「あしょうさん」は、デザインに含めないでください。
- (7) 独自にデザインした、国内外において未発表の作品に限ります。他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。また、生成的人工知能(生成 AI)は、使用しないでください。

6 応募方法

必要事項(氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、作品意図等)をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール(※令和 7 年 1 月 21 日(火) 17 時 15 分までの受信分が有効) 応募用紙またはメール本文に、必要事項を記載のうえ、応募作品を添付し、「12 応募先・問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信してください。なお、メールの件名は「愛荘町町制施行 20 周年記念ロゴマーク応募」としてください。

(2) 郵送(※令和 7 年 1 月 21 日(火) 必着)

「愛荘町町制施行 20 周年記念ロゴマーク在中」と封筒表面に朱書の上、応募用紙、応募作品を、「12 応募先・問い合わせ先」に記載の住所へ郵送してください。

(3) 直接持参

募集期間内の開庁時間中(土日・祝日等を除く平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)に「12 応募先・問い合わせ先」に記載の窓口までお持ちください。

(4) 応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、町内各施設に配架します。所定の応募用紙以外を使用する場合は、A 4 の紙(縦 297 mm×横 210 mm・白色)を縦に使用し、用紙の上部に、概ね 100 mm 四方におさまるロゴマークデザイン案を記入してください。

(5) デジタルデータの場合は、JPG、GIF、PNG のいずれかのファイル形式(ファイル容量は 5MB 以下としてください。上限を超える場合は、CD-R または、DVD-R に保存し、郵送や直接持参で提出してください。)とし、手書きの場合は、応募用紙を折らずに提出してください。

7 選考方法および結果発表

応募作品は、町が定める方法により選考を行います。

結果は、令和 6 年 2 月頃（予定）に採用作品の応募者に通知するとともに、町ホームページや、広報 aisho、町公式 SNS で発表します。また、後日、報道機関等に向けたお披露目会を行う予定です。選考および発表にあたり、採用作品の応募者の氏名、住所（市区町村まで）、職業、年齢、作品意図を公表します。

8 応募に関する注意事項

（１）デザインの制作と応募に係る費用、式典等に参加するための費用は、応募者の負担とします。

（２）応募作品の元データや写しは、採用作品の発表まで保存してください。

（３）応募作品は提出後に修正することはできません。また、応募作品は返却しません。

（４）送付中や電子メール送信中に事故等により作品が届かない場合や不可抗力の事故および何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合は、愛荘町は一切の責任を負いません。

（５）応募作品の受付通知および不採用通知は発行しません。また、選考過程、選考結果および理由に関する問い合わせには対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

（６）選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。

9 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、作品の選考、選考結果通知、採用作品の発表、褒賞の授与のために使用し、本応募に関すること以外の目的での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

10 著作権等に関する事項

（１）応募作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。なお、愛荘町が損害を被った場合は、著作者に損害を賠償していただく場合があります。

（２）応募作品の制作過程に関する情報（着想に至った経緯や参考にした情報など）や制作段階におけるスケッチ、デッサン等は破棄せずに必ず保管しておいてください。著作権確認のため、これらの資料を確認させていただく場合があります。

（３）採用作品は、採用作品の著作者と協議の上、必要に応じてデザインや、色彩等を一部変更・修正する場合があります。また、手書きの作品が採用された場合は、作画内容を踏まえて、その内容（色や形状）について著作者と確認作業を行い、その上で、改めて電子データ（JPEGやPNG等）に変換します。

なお、補正修正等についての同意が得られない場合、決定後であっても採用を取り消すことがあります。

（４）採用作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）のすべておよび商標登録出願をする権利および意匠登録を受ける権利を愛荘町に譲渡してい

たきます。

(5) 採用作品の著作者は、採用作品の著作権譲渡および著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）の権利不行使等を約束していただくために必要な契約を愛荘町と締結し、各々が保管するものとします。

(6) 採用作品の著作者は、採用作品の商標登録、商品化に関する対価は無償とするものとします。

(7) 採用作品が既発表のものと同じまたは酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、法令に反する場合または本募集要項に反している場合は、結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。また、既に表彰した後でその事実が判明した場合は、それを返還していただく場合があります。

11 その他注意事項

(1) グループで応募する場合は、共同著作者全員の同意を得てから応募してください。

(2) 応募をもって、本募集要項の全ての項目に同意したものとみなします。

(3) 応募内容に虚偽の記載があった場合、提出期限を過ぎた場合、応募者との連絡が取れない場合は、選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に採用を取り消すことがあります。

(4) 公序良俗その他法令の規定に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権や第三者の権利を侵害しているものは、選考対象とはなりません。また、採用後であっても、これらの条件に違反していることが判明した場合は、採用は無効になります。内容によっては、損害賠償請求等を行うことがあります。

(5) 選考の結果、採用作品が無い場合があります。

(6) 未成年の方（18 歳未満）の作品が採用された場合には、著作権に係る愛荘町への了承も含め、各種手続きを親権者の方と行います。

(7) 募集要項に記載された事項については、愛荘町の判断により、今後、変更または追加することがあります。

12 応募先・問い合わせ先

愛荘町みらい創生課（愛荘町役場本庁舎 2 階）

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地

電 話：0749-29-9046

メール：seisaku@town.aisho.lg.jp